

令和7年度第1回亀山市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日時： 令和8年2月25日（水）10時00分～12時00分

場所： 亀山市総合環境センター 4階 研修室

出席者： 朴 恵淑 原 重孝 内田 茂 佐野 嘉和

若畑 綾子 服部 典子 加藤 淑子 豊田 和人

有富 洋子 草川 温子

欠席者： 折戸 保文 櫻井 健司 野村 隆史

佐藤 康二 麻生 俊哉

傍聴人： 0人

**村田課長**：皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は年度末何かとお忙しい中また足元の悪い中、ご出席を賜り、ありがとうございます。私は本日の会議の進行を務めさせていただきます産業環境部環境課長の村田でございます。よろしく願いいたします。まず初めに朴会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

**朴会長**：座ったままで失礼いたします。

改めまして皆様おはようございます。

雨が降って足元が悪かったと思いますが、恵みの雨の中、1回目の亀山市廃棄物減量等推進審議会が開催いただき、ありがとうございます。令和7年度の審議会は1回目になりますが、来年度は亀山市環境基本計画を改正する予定となっておりますので、来年は皆様と頻繁にお目にかかれるのではないかなと思っております。亀山市の廃棄物処理関係の取り組みは、三重県のトップというだけではなく、日本一のトップランナーだと思っております。これからも、トップを維持するのは簡単ではありませんが、継続して頑張っていってほしいと思ってしております。微力ながら頑張りたいと思っておりますので、原副会長はじめ皆様のご支援と協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

**村田課長**：続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

**富田部長**：産業環境部長富田です。どうぞよろしく申し上げます。

**小坂GL**：小坂でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**市川**：市川でございます。よろしく申し上げます。

**加藤**：加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

**村田課長**：本審議会はお手元に配付してございます参考資料1にもございますように、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき設置するものでございまして、委員の皆様には、市内における一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議いただくものでございます。

なお、本日は昭和パックス株式会社折戸委員、株式会社桜井畜産ビジネスサポート桜井委員、並びに株式会社佐藤商店野村委員におかれましては都合により、本日欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

また、麻生委員、佐藤委員におかれましては、他の公務のため欠席の連絡をいただいております。

それでは、本審議会に係る傍聴でございますが、参考資料2にもございます通り、受付時間までに傍聴がございませんでしたので、報告させていただきます。

次に本日の会議の資料を確認させていただきます。事項書内にそれぞれの資料番号を付してございます。資料1-1と1-2、それと、資料2の生ごみ処理容器購入費補助金交付制度、資料3の資源物集団回収活動報奨金交付制度。資料4の総合環境センター溶融施設長寿命化計画書の改訂についての資料、資料5の次期ごみ処理施設及び基本構想についての資料、最後に資料6の亀山市まちをきれいにする条例の一部改正についての資料と、参考資料として、参考資料1の審議会の関係法令、参考資料2の傍聴に関する資料を添付させていただきます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それではお手元の事項書により進行させていただきます。会議の進行は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定により会長が議長となって取り組むこととなっておりますので、これ以降の進行は会長よろしくお願ひいたします。

**朴会長**：それでは事項書に基づきまして、円滑に進めさせていただきますので、ご協力どうかよろしくお願ひいたします。

事項書2.報告事項(1)委員の委嘱についてですが、事務局から説明をよろしくお願ひします。

**村田課長**：まず、報告事項（1）委員の委嘱についてでございますが、令和7年4月1日付で三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室長の扇本みどり委員が人事異動により異動され、新たに有富洋子氏が環境室長に配属されたため、廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱することとなりました。それでは、有富様から一言ご挨拶いただければと思います。

**有富委員**：昨年の4月に松阪の環境室の方から鈴鹿の方に異動になりました有富と申します。鈴鹿の環境室は実は平成15年から20年度まで産休育休も挟んでおりましたので、2回目の鈴鹿ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

**朴会長**：よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

**村田課長**：任期は皆様と同じく令和8年7月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

**朴会長**：有富室長とはいろんな所で縁があって、本当に情熱的に関わってくださったので、また引き続きよろしくお願いいたします。

**村田課長**：次に委員の解嘱についてでございますが、亀山市地区衛生組織連合会からご推薦いただいております伊藤委員でございますが、地区衛生組織連合会が令和7年4月に解散しましたことに伴い、伊藤委員を本審議会委員から解職することとなりましたのでご報告いたします。また本審議会委員20人以内の委員で組織することとしておまして、各組織団体等からご推薦をいただきご快諾をいただいております12名の皆様と市職員3名の15名の委員で組織しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次年度には任期更新に伴う委嘱を予定しておりますので、引き続きご快いただける方は、ご協力をお願い申し上げます。

**朴会長**：ありがとうございます。

報告事項（1）委員の解職及び委嘱についてですが、ご質問、コメントなどありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項(2)に移らせていただきます。

環境基本計画、ごみ処理基本計画の令和6年度取り組み実績について資料1-1と1-2に基づいて事務局からまず説明をいただいたのちに、委員の皆様の方からコメントや質問など承りますので、よろしく願いいたします。

小坂 GL：それでは、環境基本計画ごみ処理基本計画の令和6年度取り組み実績について資料1-1をご覧ください。1ページ、1.ごみ処理経費をご覧ください。令和6年度処理対象人口4万9035人、ごみ処理経費につきましては13億724万5000円です。処理経費の内訳につきましては、処理維持経費につきましては11億6534万5000円です。建設改良費につきましては1億4190万円です。市民一人当たりの処理経費につきましては2万6659円です。

図1につきましては、ごみ処理経費の内訳をグラフ化したものでございます。なお、令和6年度は、令和5年度と比較して、ごみ処理経費が減少した要因は、令和5年度の処理維持管理費の内訳の中にタービン安全管理審査定期整備費、これは4年ごとに行います。ボイラー安全管理審査定期整備費、これは2年ごとに行われる整備の費用が含まれており、令和6年度につきましては例年整備する定期整備のみのため、令和5年度と比較すると安価になっております。

続きまして2ページをご覧ください。2ページ、2.溶融処理施設の電力量及び副資材の使用状況をご覧ください。図2-1受電発電電力量につきましては、令和6年度の溶融施設への受電につきましては、溶融施設にて年間を通じて2炉運転を安定的に行い、ボイラーで発生した蒸気によりタービンをまわし発電機で発電を行っております。令和6年度につきましては394万キロワットでございます。この数値につきましては、電力会社への売電も含めた発電量でございます。

続きまして、図2-2コークス使用量・原単位につきましては、令和6年度コークス使用量として、942トン、ごみ1トン当たり57キロの原単位でございます。令和5年度と比較すると、鋳物用コークスから高炉用コークスに変更することで、1トン当たりの単価は下がりましたが、コークスのカロリーが鋳物用と比べると低いため、原単価が上がることになりました。

続きまして、図2-3灯油使用量・原単位をご覧ください。主に灯油につきましては、溶融炉から排ガスを完全燃焼させるために灯油を使用しております。また毎週1回、非常用発電の試運転のためにも使用しております。年間で168キロリットル、ごみ1トン当たり10.2リットルの原単位でございます。

続きまして3ページ、3.廃棄物全体処理状況をご覧ください。図3-1廃棄物受入量につきましては、一般廃棄物として1万5739トン、産業廃棄物212トンを受

け入れております。なお、令和6年度からは掘り起こしごみは行っておりません。

図3-2、リサイクル量につきましては、令和6年度年間4290トンでございます。リサイクルの内訳につきましては、図の3-3に、リサイクル量内訳を記載させていただきます。主なものはスラグ、メタル、飛灰でございます。

続きまして4ページをご覧ください。4ページ、4.一般廃棄物処理基本計画に対する実績をご覧ください。図4-1一般廃棄物処理につきましては、令和6年度に、1万5405トン进行处理いたしており、リサイクル量としましては4058トンでございます。図4-2リサイクル率をご覧ください。亀山市のリサイクル率につきましては、三重県及び全国のリサイクル率を比較すると、過去からも高い数値となっております。令和6年度の数値につきましては、三重県・全国のリサイクル率は未公表でございます。図4-3家庭系ごみ、事業系ごみの発生原単位の推移をご覧ください。家庭系ごみにつきましては、過去から年々減少傾向にございます。事業系ごみにつきましては横ばい状態にございます。図4-41人当たりの1日当たりのごみ排出量につきましては、三重県の排出量よりは少ないものの、全国の排出量と比べると多い傾向にあります。令和6年度の数字につきましては、三重県全国ともに未公表でございます。

以上で資料1-1の説明を終わり、資料1-2の説明に入らせていただきます。循環型社会の構築 亀山市一般廃棄物処理基本計画では、1人当たりのごみ排出量として24ページをご覧ください。成果指標として1人1日当たりの排出量として令和7年度909グラム、ごみの資源化率として34.1%、飛灰の資源化率として100%を目標としております。循環の取り組みといたしましては、4つの取り組み方針を掲載させていただきます。

25ページをご覧ください。まず取組方針1「抑制する」（ごみの発生・排出を抑制する）。進捗状況につきましては、「B」まずまず進んでいる。理由といたしましては記載の通り、プロジェクト第二次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして位置付けた食品ロス削減のための取り組みを進め、協力店舗は1店舗増加したが、引き続き参加を呼びかけ、周知啓発に努める必要がある。多くの市民に交付できるよう生ごみ処理容器の補助金の制度運用の見直しを行ったなどございます。

続きまして27ページをご覧ください。取組方針2「再利用する」（使えるものは繰り返し使う。）。令和6年度の進捗状況は「B」まずまず進んでいる。理由といたしましては、ごみの再利用に関する周知・啓発を行ったものの、グリーン購入の普及ができていなかった。リユースにおいては不用品を買い取り価格サイトによる再利用を促進するため、ごみカレンダーへの掲載、および行政出前講座等で周知啓発を行っている。公共事業における、リサイクル材の利用が適正に実施されてい

る、こういう理由から「B」とさせていただきます。

続きまして、29ページをご覧ください。循環取組方針3でございます。「再生利用する」（資源として有効利用する）。令和6年度の進捗状況は「B」まずまず進んでいる。その理由としまして、溶融飛灰の全量再資源化の維持、刈草コンポスト化の推進では、運営移譲先事業者による積極的なマーケティングによるコンポスト生産量のほぼ全量が活用されるなど、着実に再生利用が進んでおります。また、広報かめやま、市のホームページで施設見学やごみの再生利用を含む4Rに関する情報の周知啓発ができているためでございます。

続きまして31ページをご覧ください。取組方針4「適正に処理をする」（適正に収集及び処理をし、資源として有効利用する。）。令和6年度の進捗状況としては「B」まずまず進んでいる。その理由といたしまして、ごみの安全安心で安定的な収集運搬の実施、ごみ種別に応じた適正処理の推進、そしてごみ処理施設整備基本構想の策定に向け着実を現在取り組んでおります。また、最終処分場の残容量の確保においても着実に取り組んでいるが、ごみ処理に関する情報の公開が残念ながら進んでいなかったためでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

**朴会長：**ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました資料1-1、1-2について、委員の皆様からの質問、コメントなどありましたらお願いします。

それでは、皆さんが考えいらっしゃる間に、私の方から1点質問させていただきます。

資料1-1の中で、ごみ処理に関する経費は少し下がり、最後の4ページの1人当たりのごみの排出量も減っており、非常に良いことです。本当に亀山市の産官学民の連携によるたまものだと思いますが、全国平均より少し上回っています。また三重県とはほぼ同じ数値となっています。これは、どういうことが考えられますか。

**小坂 GL：**亀山市の場合は、溶融炉を中心としてごみの処理をしており、プラスチックやビニール製品、それから雑紙といった、分別できるごみが、可燃物として一般ごみの中に入っているということがまず1点。それから、会議の冒頭でもお話がありました。自然豊かで山があって、川があってというところで、持ち家率が高く、家の周りの木や街路樹等がございますので、木の剪定などで出た枝木などの持ち込みが多いように感じます。環境センターに持ち込まれた枝木等は、一般廃棄物

としてカウントされてしまうということがもう1点。これら2点が考えられると思います。一般ごみの中に入っている分別できるごみについては、今後施策として分別区分を増やすか、もう少しリサイクルできるものを増やしていくということも検討が必要かなと考えています。

**朴会長**：ありがとうございました。亀山市はこれだけ市民の意識が高いので、ごみの排出量が世界一少ない市になってほしいなと思っています。そして、亀山市は先ほども説明にありましたように自然豊かな地域なので、再生可能エネルギー、例えば、木質バイオマスのペレットなど、資金に変えるにはどのように処理すればよいのかということを考えられたら、廃棄物は発生排出量も減るし、そしてまたエネルギー源に変えられるということも見えてくると思うので、簡単に一日、二日では解決できないですが、ちょっと中長期的なビジョンのもとに、考えることも必要なのかなと思いました。

ありがとうございました。

皆様いかがでしょうか。

**草川委員**：資料1-1の3ページの図3-1の、令和6年度の一般廃棄物の受入量が15,739トンで、4ページの図4-1の一般廃棄物処理状況の令和6年度が15,405トンで、その差は何かということと、リサイクル量が少しずつ下がっているのはなぜですか。

**加藤**：イコールにならない理由の1つとしましては、今、窓の外を見ていただくと、持ち込まれたごみの中には一旦それぞれの外の置き場に保管されるものがございます。その中で水を吸ってしまったたり、逆に水分が蒸発されたりすると、搬入されてきた際に計量した重さと、処理する際に計量した重さとで誤差が生じます、そういうことが原因と考えられます。

**草川委員**：ありがとうございます。

**朴会長**：よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

**内田委員**：よろしいですか。

朴会長：どうぞ。

内田委員：資料1—2の25ページの取組方針1で、ダイエットサポーターの記述がありますが、今、ごみダイエットサポーターは何人みえるのかということと、「今後の方向性」のところ、「公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化への推進」とありますが、これについてももう少し詳しく教えて欲しい。

市川：ごみサダイエットポーターの人数については、今確認しておりますので、少々お待ちください。

公共施設の生ごみ処理容器の設置というのは、生ごみ処理容器を小学校に置かせていただき、給食で出た生ごみをその処理容器を使って処理していただいたりして、生ごみって減らすことができるんだという、ごみ減量の教育にもつなげていただいています。環境センターへ社会見学にも来ていただいた際にお話もさせていただいておりますので、学校へ帰ってから実際のものを見ていただくと、意識が深まるのではないかと考えています。学校側の都合もあり、すべての学校に置いていただくということは難しいのですが、なるべくご協力いただきたいと考えています。また、電気式処理容器は、処理できる量がどうしても少ないので、置ける場所がある施設については、畑に置くタイプのコンポスト式を置いていただきたいと考えています。

加藤：ごみダイエットサポーターについてですが、令和6年度に任期の更新を行いまして、それまでは9名の方に参加していただいておりますが、更新のタイミングで2名の方がご遠慮させていただきますということで7名になり、その後1名の新規応募がありましたので、現在8名で務めていただいております。

内田委員：ありがとうございます。

村田課長：この公共施設の生ごみ処理容器の設置についてですが、キエーロという生ごみ処理容器がございます。キエーロは、微生物の力をかりて生ごみを分解するという生ゴミ処理容器です。これは、各小学校に配布させていただいて、給食の残飯等をキエーロを使って分解していくということを各小学校にお願いはしてきたのですが、なかなか設置していただける学校がなく、また引き続き、令和8年度においても、学校施設へお願いして参りたいとは考えております。

内田委員：公共施設というのは小学校をメインにされるということで理解したらよろしいですか。

市川：はい。ただし、幼稚園や保育園、私立も含めて考えております。

内田委員：みんなが受け入れるわけでもないのですね。

朴会長：よろしいでしょうか。

内田委員：ありがとうございます。

朴会長：他にいかがでしょうか。

それでは、私の方から資料1-2について1つ教えていただきたいと思います。「抑制する」「再使用する」「再生利用する」に対する取組評価が、全部Bになっています。Bは大体何%ぐらい達成するとBという評価になるのか、それを教えていただきたいのと、取組方針4「適正に処理する」の中にはAが2つあります。これが亀山の強みなのかなと考えるところですが、リチウム電池は危ないという話がある中、亀山市ではそういった事故があったと聞きません。また、現在の溶融施設は建設からかなり年数が経過していることから、次期施設の整備についても検討しています。ですので、A B C Dという評価をするときにAは何%達成、Bは何%達成といった目安はあるのでしょうか？

村田課長：各取組方針をもとに、先ほど「B まずまず進んでいる」などをご報告させていただきました。この取組方針は、例えば29ページを見ていただくと、この取組方針に対する「各施策の方向」というものがあります。取組3ですと、

「(1) ごみの再生に関する周知・啓発活動の実施」、次の30ページに「(2) ごみの再利用の拡大」というふうに、各施策の方向ごとに進捗状況を管理させていただいておまして、総合的に取組方針の「再生利用する」で、最終の判断をさせていただいています。例えば、取り組み方針3「再生利用する」については、施策の方向においてどちらもBという評価をさせていただいておりますので、「再生利用する」の全体的な評価としては、Bという評価をさせていただきました。取組方針4「適正に処理する」では、全体としてBという評価をさせていただいております。施策の方向ごとにAやBの評価をし、そして全体的な評価をすることとしています。そのため、何%以上というよりは、施策の方向ごとに見て、全体の評価をさ

せていただいています。

**朴会長**：ありがとうございました。定量的な判断に基づいた評価をする行政が多い中で、定量的なところはもちろんのこと、定性的な部分を踏まえて評価をしているという説明だったと思います。そういったところで、市民の方から問い合わせがあった際は丁寧な説明をお願いします。ありがとうございました。

皆様、他にいかがでしょうか。

それでは、次に移らせていただいでよろしいでしょうか。

(3) 廃棄物減量等に係る各種制度の見直しに伴う経過について、資料2の生ごみ処理容器購入費補助金交付制度、そして、資料3の資源物集団回収活動報奨金交付制度に移ります。資料2を先に説明していただいで議論してもいいですし、資料2と3をまとめて説明していただいで、委員の皆様から質問をしていただいで結構です。やりやすい方法でよろしく願ひいたします。

**市川**：私、市川の方から資料2と3について説明させていただきます。座って失礼いたします。

ではまず、資料2の方説明させていただきます。資料2は、生ごみ処理容器購入費補助金の交付実績ということで、令和4年度から今年度の分の内容についてご報告させていただきます。まず1つ目の見だしの【令和7年度からの主な制度改正点】ということで、昨年度の審議会でもご報告はさせていただきますが、今年度から生ごみ処理容器の補助金の内容を一部変更して、運用をさせていただきます。1行目にありますが、昨今の社会情勢財政状況、近隣自治体の制度の運用状況等を鑑みて改正させていただきました。主な改正点につきましては、この下の表を見ていただくとわかりますが、まず補助の件数につきましては、今までは制限を設けず、申請があった分だけ補助金を交付していましたが、厳しい財政状況も踏まえ、「予算の限り」を明記させていただきました。次に補助額の上限額を1基あたり2万5000円から1万5000円に改正させていただきました。これについては、昨年報告しておりますが、近隣自治体と同等の水準となっています。次に対象者につきましては、個人単位を対象としていましたが、世帯単位に変更いたしました。これは、1家族で何台も必要ではないのではないかという意見があったことから、世帯単位での申請と改正いたしました。次に補助対象につきましては、電気式、手動かくはん機処理容器については1世帯につき1基、コンポストとその他のものについては1世帯につき2基まで交付可とさせていただきます。また、手続きにつきましては、「予算の限り」を追記しましたので、事前申請をしていただ

ように改正いたしました。なお、この改正内容は、ホームページだけではなく、令和7年4月広報かめやまと一緒に全戸配布させていただき、周知させていただきました。続きまして交付実績ですけれども今年度はまだ終わってないため、令和8年2月15日現在の交付実績をグラフ化しております。グラフを見ていただくとわかりますように、今年度は非常に減少しております。これについては後で説明させていただきますが、棒グラフの上の数字が実際に交付した件数で、オレンジ色の線は交付した額となっています。令和6年度は39件交付し、交付額は68万100円でした。令和7年度は、現時点で交付件数10件で12万6400円です。この現在の10件ですが、事前申請の許可を出しているのが、あと2件ございますので、最終的には交付は12件となりますが、まだ交付確定しておらず、実際に補助金を交付していないため、現段階では10件とさせていただきます。最後の考察ですが、今年度大きく減少した要因として、交付上限額の減額や事前手続きが必要になったということも一因ではあると考えますが、ここまで大幅に減少するということはなかなか推察しにくいと考えます。【考察】にもありますが、物価高騰等、家計の負担が大きく、生ゴミ処理容器の購入意欲が低下していることも一因と推察されます。ただ、1年目ということもございまして、もしかすると単発的に少なかったという可能性も考えられますので、こちらにつきましては次年度以降の件数も見ながら、実際にどう変動するのか注視し、必要に応じて啓発や内容の検討をしなければならないと考えております。資料につきましては以上でございます。まず、この資料2についてご意見いただければと思います。

**朴会長：**ありがとうございました。

ただいまの資料2の説明について委員の皆様、質問やコメントなどありますでしょうか。

**有富室長：**この生ゴミ処理容器購入費の補助制度はいつぐらいから開始されている事業ですか。

**市川：**平成8年から行っております。補助額につきましては、今回初めての改正ということで、ずっと2万5000円でしたが、今年度から1万5000円に変えさせていただきました。

**有富室長：**そうするともう30年近くこの事業をやられていて、市内にどのぐらい行き渡っているのでしょうか。あと、電気式ですと、劣化してきて、買い替えもあ

ると思いますが、これまで制限なしということなので、何台も申請を認めたということでしょうか。

**市川：**市内への普及率までは記録しておりませんでした。確認できる範囲で確認しておきます。今までは交付申請の制限なしで、次の年に申請することも可能でしたが、何台もその家に生ごみ処理容器が必要なのかという意見もあり、申請から5年経過したら再申請できるという改正をいたしました。これまでの交付件数につきましては、今手元にある資料が平成17年度からしかございませんが、400から500台くらいだと思います。正確な数字が今手元になくて申し訳ございませんが、多かったのは平成10年前後が非常に多く、平成17、18年度くらいをピークに、徐々に減少しています。しかし、ここ数年はまた件数が少し増えてきていたという状況でございました。

**朴会長：**いかがでしょうか。

**有富室長：**今年少なくなった理由がよくわからないなと思って、もう行き渡っていて少なくなったか、いろんな理由があるとは思いますが。

**市川：**おっしゃられる通り、事前申請が増えたという手続きの要因や、補助額が減少したという要因で、ここまで下がることはないのかなと思いますので、今年度だけの一時的なものかもしれませんので、今後数年推移を見てみる必要があると考えております。

**有富室長：**ありがとうございました。

**朴会長：**ありがとうございました。

その他にいかがでしょうか。

それでは、次にいってもよろしいでしょうか。

では、説明よろしく申し上げます。

**市川：**資料3を説明させていただきます。資料3は、資源物集団回収活動報奨金制度の実績になります。こちらにつきましても昨年度、一部内容の方を、財政状況等を鑑みて改正させていただいております。主な変更点につきましては、中段の表を見ていただきますように、3点ございまして、1点目は品目を一部減らせていただ

きました。2点目は廃食油と使用済み小型電子機器の20円を廃止させていただきました。そして3点目は加算金を廃止させていただきました。品目につきましては、「資源物回収実績」の表を見てください。品目の欄が横棒になっている、金属類やペットボトルなどの7品目をなくしました。令和7年度の実績報告が前半の前期分しかまだございませんので、令和4年度、5年度、6年度の実績も令和7年度に合わせて4月から9月の前期分を記載しており、比較していただけるようになっています。令和7年度と令和6年度の合計量を比較してみると、105トンから86トンに減少となっております。減少となった要因ですが、もちろん、対象品目を減らしたというのが大きな要因ですが、新聞やダンボールの紙類やビン類の量も減少傾向にあります。これは、回収団体の数が減少傾向にあることと、団体は存在しているけれども、回収の回数など、活動自体が減少傾向にあるという理由が考えられます。

今後、私どもとしましても、引き続き回収団体が増えるように、周知啓発をしていくことが重要であると考えています。報告は以上となります。

**朴会長：**ありがとうございます。

ただいまの説明資料3について、委員の皆様から質問、コメントなどありますか。

**有富室長：**ちょっと少し教えてください。資源物回収団体というのは、例えば子供会など、そういった団体でしょうか。

**市川：**そうです。子ども会や自治会、スポーツ団体、学校のPTAなどで、昔から活動されている地縁団体がメインとなっております。

**朴会長：**ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では私の方から、資料3で、今後のことを踏まえて考えないといけないのかなあと思うところが1点ありました。この制度を、継続してやっていくということはかなり大きな意味があると思っていて、令和4、5、6、7年度の実績を見ますと、回収される量が減って、報奨金も減っています。お金目当てでしているということはないかもしれないけれど、頑張ったら報われるというような観点からみると、今回の、報奨金の単価が一律4円になったことは、影響が出ているのではないかと思います。今後令和8、9、10年度と、数年推移を見ていかなければ何とも言えないとは思いますが、市として見通しをどのようにお考えですか。

市川：今後減少していきだろうと想定しております。しかし、活動を頑張っていただいてる団体に対しては、なかなか財政状況が厳しい時ではありますが、私ども行政としましても、知恵をしぼり、この報奨金制度を継続させていかないといけないと考えています。この報奨金制度は現在令和11年度を限りとしておりますので、5年間推移を見守り、上昇傾向にあれば期限を延長する改正をし、下降傾向であれば、その理由を分析してその制度に沿った制度に変更する必要があるかと思っておりますので、5年間しっかり見て、分析していく必要があると思っております。

朴会長：ありがとうございます。少し答えにくい質問をしてしまいましたが、この先どうなっていくのか気になりましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

皆さん他にいかがでしょうか。

有富室長：回収量が減っているということですが、回収団体も減ってきているんですか。

市川：はい。回収団体も微減という形で少しずつ減っています。現時点で70団体登録はございます。

朴会長：今現在70団体ですか？

市川：登録番号が70までありまして、登録自体はしていても、実際には活動されていない団体もありますので、欠番がいくつあるのか、今すぐにはわかりませんが、実際活動されているのは3分の2くらいだと思います。

加藤：登録番号としては70まであるのですが、一旦止められて、また戻る可能性もあるのでその番号は残したままになっている番号もありますので、実際活動しているのは、70団体はないという状況です。

朴会長：ありがとうございました。

その他にいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項（4）に移らせていただきます。

（4）亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画の改訂について、事務局か

ら説明をよろしくお願いいたします。

小坂GL：それでは、資料4をご覧ください。亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画書令和8年3月改訂の概要でございます。まず改訂の目的でございますが、一般にごみ処理施設の耐用年数は20年程度と言われております。皆さんが今みえる、この溶融施設に求められる性能水準を維持しつつ、産業省が推進するライフサイクルコストの低減を目的とするストックマネジメントの考え方にに基づき、本施設を30年間稼働できるように、平成23年3月に、亀山市総合関係運転センター溶湯処理施設の長寿命化計画書を策定いたしました。この現行計画において、施設を延命化するために整備実行計画を作成し、平成24年から平成26年までの期間に基幹的設備改良工事を行い、平成27年度から令和7年度までの期間に大規模整備工事を実施することを明らかにしております。そのような中、次期ごみ処理施設の稼働開始目標年度を令和15年度としたことから、さらに3年間の延命化を図る必要が生じたため、整備実行計画の見直しを行うことを目的に計画改訂を行うものでございます。1 現行計画における基幹改良工事及び大規模整備工事の実施状況でございます。現行計画では、平成24年度から令和7年度までの期間に基幹改良工事等大規模整備工事を施工し、施設を令和11年度まで稼働することとしております。令和7年度時点までの整備実績額、これは税込みでございますが、基幹改良工事、大規模整備工事を合わせて整備計画額25億2900万円に対し、25億1847万円でございます。下の方には、整備計画と整備実績額をそれぞれ、グラフであらわしております。その下には整備計画整備実績額を単位1000円で掲表している表になります。次に2 延命化の目標年の設定でございます。令和12年3月には現行計画に基づき、稼働終了を迎えることとなります。しかしながら、次期ごみ処理施設の稼働開始目標年度の前年度となる令和14年度末までに、さらに3年程度延命化することが可能であるか検討いたします。検討にあたっては、施設を構成する多種多岐にわたる設備機器の健全度や整備周期も踏まえて実施することが望ましい延命化措置整備を整備することといたしました。下の表では、現行の長寿命化、改訂の長寿命化計画で変更した稼働期間を示しました。現行の稼働期間はオレンジ色の線で令和11年度まで、検討稼働期間は緑色の線で令和14年度まで延命化をする。そして令和15年度以降につきましては、備考の欄に次期施設の稼働と表記させていただいております。裏面をご覧ください。3 延命化に向けた整備内容の検討と選定でございます。設備機器の機能診断や整備実績を踏まえて、さらに3年の延命化により施設を33年稼働する計画とした場合に、今後必要となる整備を洗い出し、整備した整備実行計画は次の通りでございます。この整備実行計画によると、稼働

終了年度2年前となる令和12年度まで大規模整備を継続することとなり、令和8年度以降の概算整備費税込みは総額で6億7720万円、内訳として機械整備に3億2110万円、電気計装設備に3億5610万円になる見込みでございます。下の「33年度稼働時の整備実行計画」の表につきましては、令和8年度以降の概算整備費を示しており、令和8年度から令和14年度までのに、トータルで6億7720万円になります。特に、大規模整備につきましては、ひし形のマークで表しているものでございます。これは、計画改定時の概算費用であり、整備の老朽化の状況、物価変動により整備に必要な費用及び整備年度が変更する場合もでございます。説明は以上になります。

**朴会長**：ありがとうございました。ただいまの説明に対して、委員の皆様、いかがでしょうか。

私の方から、1つ教えてください。溶融化によるごみ処理については、亀山はトップランナーでして、他市で問題が生じたときにも亀山はがんばって来ました。ごみ処理施設の寿命が20年以上経っていて、延命措置で10年以上伸ばすという例は、他市でもあるのでしょうか。

**小坂GL**：ちょうどこの施設の稼働したのが2000年で、今年度で25年を迎えました。私は、平成23年から29年の3月まで、環境課に勤務をしておりまして、その時に平成24、25、26年の3年間でさらに10年間の延命化の工事をさせていただきました。その当時はまだ、基幹改良工事というのは珍しかったのですが、昨今では工事費の高騰により、どこの市町でも財政的に厳しいということで、現有資産、現在の施設を延命化するということは、亀山市だけではなく、他の市町でもよくある事例でございます。

**朴会長**：それは、コストとリスクをどう考えるかということだと思いますが、今のところは大きな問題なく、進行しているということでしょうか。

**小坂GL**：そうですね。このグラフで見ると、平成24年から、整備計画ということで、本当に稼働しなければならない主な機関は定期的に修理をしますし、その修理以前に、壊れる前に保全措置といたしまして、壊れてから直すのではなく、壊れる前に交換修繕を行って安定的に行うということがございます。現在亀山市には2炉ございます。1炉40tで、1号炉と2号炉それぞれありますので、1号炉が定期修繕の際は、2号炉を使用します。そして、コンピューターで制御しておりますの

で、それを整備するときは1号炉2号炉を両方止めます。その際には、ごみが少ないと言われる2月と8月に集中的に一定期間工事を行い、そして年間を通じてごみ処理が安定的安全にできるようにということになっております。

**朴会長**：ありがとうございます。令和14年までは、何とか、やっていく。それ以降は、新しい設備も踏まえた計画を立てるという理解でよろしいでしょうか。

**小坂GL**：はい。それにつきましては、次の資料5 亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想のところで、またご説明をさせていただこうかと思っておりますが、現時点ではこの施設を延命化して、こちらの方でごみ処理を継続していくということです。

**朴会長**：ありがとうございます。委員の皆さんいかがでしょうか。

それでは、資料5に移ります。

次期のごみ処理施設整備基本構想について資料5の説明をお願いします。

**小坂GL**：それでは資料5をご覧ください。亀山市次期ごみ処理施設基本構想についてでございます。まず、ごみ処理施設の基本構想とはどういうものなのかということです。ごみ処理施設整備基本構想は、長期的視点に立ったごみの適正処理を維持するための次期施設の基本的な考え方、処理の整備方針を明らかにすることを目的としております。そのためですね、今回の基本構想におきましては、詳細な処理の方式や運営方式、建設候補地の最終決定を行うものではなく、処理の方式、運営方式などの一般的なメリット、デメリットの抽出及び亀山市の課題などを踏まえて、どのような方向性で整備を進めることが、亀山市において望ましいかを検討するための構成となっております。基本構想策定に至る経緯といたしましては、亀山市総合環境センターでは平成12年4月、2000年から本市内で発生した一般廃棄物を処理してきており、平成24年度から26年度には、基幹的設備改良工事を、そのあとも大規模整備工事を実施し、施設の延命化、機器・設備の性能、機能維持を図ってきました。そのような中、稼働後25年が経過しており、令和10年度末には溶融施設の稼働終了を予定しております。また、粗大ごみ破碎処理施設の老朽化、各施設の老朽化に伴う工事修繕を繰り返し行うことで生じる経費の増加、循環型社会形成への対応など、本市における次期施設の整備について検討を行うべき時期を迎えていることから、次期施設整備に向けた第1ステップとして本基本構想の策定をしているものでございます。基本構想の骨子につきましては、各種項目を整理するため、裏面に基本構想の内容を整理精査しております。今後は、基本構

想の案策定後に、市民の皆様にはパブリックコメントにてご意見をいただいた上で、基本構想確定版の策定という運びになります。次回の当審議会の開催においては、基本構想の確定版のご報告をさせていただく予定でございます。裏面をご覧ください。裏面につきましては、基本構想の骨子でございます。整理項目といたしまして、第1章から第8章までで、それぞれ概要としてまとめたものでございます。なお、今後基本構想をもとに、本市における施設設備等の方針が決定される形となります。施設処理方式等については、現行のごみ分別基準等にも影響があるものと考えられます。以上で基本構想の概要についてご説明を終わらせていただきます。

**朴会長**：ありがとうございました。委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見コメントをよろしく願います。

1つ踏み込んだ内容で申し訳ありませんが教えてください。費用について、どのくらいかかるのか、言えないところはあると思いますが、お願いします。

**小坂 GL**：金額はまだ決まっておりませんが、現在の施設が2000年にできたときは、71億7150万円という費用がかかっています。ですので、それから25年経っておりますし、また次期ごみ処理施設がどういう方式か、また処理量はどうかはまだ確定はしていません。また、物価高騰をしておりますので、今ここで金額言っても、工事の際は今よりも高騰する可能性がありますが、今確定して言えることは、この施設ができたときは70億を超える金額で、当然補助金もありましたが、それくらいの経費ということでございます。

**部長**：市が全額負担するわけではなく、国からの補助金とかも活用していきます。

**佐野委員**：すみませんよろしいですか。現在他市で、ごみの処理施設をつくっているところは結構あるのでしょうか

**小坂 GL**：大体各市町に1つ、大体ごみ処理施設はあるかと思いますが、中には隣の市と一緒に広域化というのをされている市町もございます。例えば、伊賀市と名張市が一緒にしており、津市では、平成の大合併のときに集約されているというところもあります。現段階で亀山市は単独でおこなっておりますし、隣の鈴鹿市も単独です。南の方ですと、尾鷲市を中心と行っていると聞き及んでおります。ダイオキシン対策がされた後、施設が20年30年経ってきて、ちょうど今の時期がどこの市町も新設するか、それとも、およびですのかということを検討されていると

いう状況です。

**朴会長**：設備を更新なり、新設なりされた市町はあるのですか。

**小坂 GL**：新設は、今のところ三重県内では四日市市で、7、8年前に単独でしていると思います。

**朴会長**：やっぱり何十億になるわけですよ。

**小坂 GL**：そうですね、何十億、何百億だと思います。それが広域になると、もう3市や4市が集まると、人口がおそらく、40万人とか50万人になる。そうすると、いわゆる、スケールメリットっていうのができます。わずか100トンクラスのものではなくて、大きな施設になる。ただ、広域にすると、そこへゴミを集中して持っていくためには、どこかへ中継地を作らないといけない。今現在亀山市の場合は、自治会の集積所にごみを出してもらい、そして業者さんに収集に回っていただいているおかげで、ほぼ午前中早いところはまだ9時半頃には収集が終わっています。それが広域化になると、一旦どこかにごみを集める中継地をつくり、処理場までもっていかないといけない。そうすると、夕方になってもまだ収集されずごみが残っているということがあるかもしれないし、年末年始、ゴールデンウィークにはごみがたくさん出ますので、収集する業者さんも何回も何回も収集に回っていただくということになると思います。ですから、広域化のメリットっていうのは、まとめて処理することによって経費は少なくなるかもしれないけど、どこかに中継地を作ることによって、その分の経費もかかりますし、またパッカー車移動する燃料代のコストもかかってしまうというのがありますので、そういったことも検討しながら、次期ごみ処理施設の基本構想を検討しています。

**佐野委員**：はい、ありがとうございます。

**内田委員**：よろしいですか。

**朴会長**：どうぞ。

**内田委員**：このごみ処理施設も25年稼働しているということで、稼働している中でメリットとデメリットがあろうかと思いますが。環境課で考えてみえる点をお伺

いしたいのと、それから次期施設について、幾らかかるかわからないですが、2033、34年に稼働という動きの中で、ある程度こちらの基本構想骨子ということで、まだざっくりしたプランというか、見通しというか、その辺りについて現時点でわかる範囲で、いつにどのぐらいかということをお伺いします。その2点についてお願いします。

**小坂 GL：**当然老朽化した施設と言うと語弊があるのですが、稼働して25年ということで、やはりごみ処理施設ですし、溶融炉という非常に大きな建物でございますので、やはり1つ1つの部品が非常に高価です。そのため、壊れてから直すのではなくて、事前に部品交換などで保全措置を行います。そうすると、やはりだんだん修繕費がかさんでしまうということがまず1つデメリットの部分かなと思います。一方で、他市のような分別が不要で、多種多様なごみを処理できるというのがメリットであると考えます。また、今後整備をしていくのに、場所はどうかという問題がございます。広いようで狭いこの場所で、資源物のストックヤードの整備をしたことがあります。1000平米くらいの広さなのですが、その際にダンプカーや重機がこの中に入ってきて、一般市民の方と交差しないように交通整理をしなければならなかったということがございますので、やはり今ある施設については、少し高価になりますが、何とか直して使いたいなというところがありますし、この溶融施設っていうのを25年間、市民の方も慣れていただいています。ただ、現在循環型社会の中で、本来プラスチックや廃プラスチックは分別するべきであると国からも言われていますので、それに対応していく必要があるのではないかとこのころで、そういったことも整理しながら、次期ごみ処理施設の基本構成では基本方針を5つほど考えています。まず1つ目は、循環型社会を形成していかなければならないということ。それから、経済状況など、亀山市特有の問題があります。また、他の市町と違って緑豊かで、草木等の問題もございますので、二軸や破碎機の整備をしていく必要がございます。ただ単にこの施設だけを更新するのではなく、それらも含めて計画を考えております。3月中には何とかまとめて、また議員の方や市民の方からパブリックコメントをいただいて、6月ぐらいには何とか取りまとめをしたいと考えているところでございます。

**内田委員：**あと現時点での溶融炉の環境的な負荷という視点ではどのように考えていますか。すべてを燃やすことができるということは二酸化炭素をそれだけ多く排出しているという、そういうもう一方の面も考えられるわけで、その辺りはどうなのですか。循環型ということを上げとるにしてもやっぱ環境面での負荷というのが

大きな視点とは思いますが。

**小坂 GL**：溶融炉を使用する限りは、灯油が必要になります。そのため、コークスが良いいところがあり、コークスを使うことで1800度で、通常では処理できないガラスや陶器など処理することができ、大きくいうと、石川県の災害ごみなどもこちらで受け入れることができるということになります。それ以外の方式をとったとしても、どちらにしても燃やすという限りでは二酸化炭素が出てしまう。ただ、副資材は、コークスよりもそれなりに少なくて済むかもわからない。また、現在では25年前の溶融炉に比べて現在低炭素型の新しい溶融炉の議論もありますし、何もこの方式にこだわる必要はございませんので、ストーカーやらシャフト型などそれぞれあるので、それも含めて基本構想の中では考えていけないのだろうと思います。まずは、やはりごみを少なくすることによって二酸化炭素を少なくする、という方向転換をしていかないと、必ずこの施設で処理をする限りは、何らかの形で二酸化炭素を減らしていかないといけないということになる。

**内田委員**：ありがとうございます。

**朴会長**：よろしいでしょうか。

それでは私の方から、今後のスケジュールについてですが、資料5の最後のページをご覧ください。資料5の、最初のページの最後に基本構想の骨子についてということで、令和11、12、13、14年と延命措置をしながらやっていくということでしたが、次回の減量審議会で確定版の報告があつて、委員の皆さんに意見をいただくということによろしいでしょうか。

**小坂 GL**：次回の審議会では、一般市民の方にもパブリックコメントを行っているので、それらの意見を集約して、確定したものを皆さんにお示しをするという方向でお願いしたいと思います。

**朴会長**：次回というのは、この次ということで大丈夫ですね。

**小坂 GL**：その時期が、夏になるのか、また未定ですが、その他にも一般廃棄物の処理基本計画、環境基本計画などについてもご審議いただかないといけない事項が他にもございますので、そのタイミングで、1つでも皆さんにお示しさせていただきたいと思います。

**朴会長**：ありがとうございました。そういうことで、令和8年度はちょっと忙しくなるということでしょうか。

**小坂 GL**：そうです。

**朴会長**：わかりました。ありがとうございます。

委員の皆さん、他に意見などありますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、報告事項(6) 亀山市まちを綺麗にする条例の一部改正について、資料6の説明をよろしくお願いします。

**村田課長**：資料6をご覧いただきたいと思います。亀山市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけさせていただいてございます。この条例を改正する背景でございますが、環境課環境創造グループが所管しておりまして、私の方から説明をさせていただきます。まずこの本条例が制定したのが、そもそも、旧亀山市で、平成8年10月1日から施行されております。

当時は県内初で条例を制定したところでございます。平成17年1月1日に関町と合併し、合併後20年が経過しておりますが、市内の道路沿いには依然として空き缶を初め、ペットボトル、たばこの吸い殻、菓子袋等、一般的な家庭ごみが投棄されており、その美観が損なわれていることから、ごみの投棄に対する対応強化等を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、この条例を総点検しまして、所要の改正を行うものでございます。改正内容でございますが、まず第一条、二条関係としまして、市民団体による活動の高まり等のごみの投棄に対する取組の多様化に伴い、目的と定義を見直しております。次に第2条でございますが、今までごみの種類っていうのが、空き缶とか、ペットボトルや紙パック、そういったごみを対象にしておりましたが、本条例で規定するごみの種類を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第2項に規定する一般廃棄物」に改めます。不法投棄でも、空き缶とか、ペットボトル以外にもいろんな家電製品やタイヤなどが捨てられておりますことから、一般廃棄物に改めます。次に2ページをご覧いただきたいと思えます。第三条の市の責務でございますが、市は市民団体、事業者または市民等が行う活動を支援するよう務めるとともに、関係機関と連携して、ごみの投棄の防止のために必要な施策または事業を行うこととします。3ページをご覧いただきたいと思えます。次に事業者の責務としまして、事業者の責務にその事業を行う場所及びそ

の周辺の清掃活動等に関する努力規定を設けます。その下の第5条でございますが、市民の責務に清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高めることを求めます。6ページをご覧ください。第11条関係でございます。現行の条例は自動販売機設置業者がごみ箱を設置しない場合は、勧告、命令して、その事業者名を公表する、というのが現行の条例でございます。今回の改正に当たりましては、不法投棄を行ったものに対して、勧告命令に従わない場合は氏名を公表することとしております。最後に、第13条。これまでは不法投棄をした者に対して、3万円以下の罰金に処しておりましたが、本条例で規定する罰則を過料に改めることで、法の規定による罰則に加え、市の裁量による過料を科すことできることとし、「5万円以下の過料に処する」と改正をすることを考えておりまして、本年3月定例会にこの条例改正を上程させていただいております。大きな点は、不法投棄を行った者に対して勧告命令に従わない場合は、氏名公表、並びに不法投棄した者に対して、罰金から過料するというのが大きな改正でございます。以上でございます。

**朴会長：**ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様、質問などがありましたらお願いします。

この改正は4月1日からですか。

**村田課長：**議決をいただきましたら4月1日からになります。

**朴会長：**私の方から、用語の事でお聞きします。1ページ目の最後なのですが、「ごみ」、「廃棄物の処理」というふうに分けて書いているのは、どういうことでしょうか。

**部長：**用語のせつめいになっています。(1)は「ごみ」というのは何かというと、それは「廃棄物の処理云々」とあり、(2)は「市民団体」と書いてありますが、市民団体というのは何かというと、「市民が主体となった組織」、(3)「事業者」というのは何かという意味で書いてあります。

**朴会長：**わかりました。ありがとうございます。

もう1点、第13条の5万円以下過料についてですが、「3万円以下の罰金」、「5万円以下の過料」というそれぞれの金額は、何か根拠があるのでしょうか。

**村田課長：**過料に処する場合の金額は5万円以下と定められています。自治体で規

定できる罰金は、100万円以下まで規定できますが、過料にした場合は、自治体で規定できる金額は5万円以下と定められています。

**朴会長：**私が思ったのは、5万円に金額を上げることで、罰が重いという感じに公表するという意図があるのかなと思ってお聞きしました。

皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項は1から6まですべて説明していただき、委員の皆さんのご意見などもお伺いしましたが、他に、1から6までで気づいたところや、皆様の立場で何かご意見を包括的にあれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

**内田委員：**よろしいですか。ごみを捨てるということに関して、僕は気がついたら拾っています。今のそのごみを捨てないようにするという看板がありますが、その看板自身のごみになっています。看板が倒れて何枚か持ってきたことがあります。看板を木の杭にくくってあるのですが、4～5年で木が腐って倒れて、草の中に白い看板が倒れていると。今も何ヶ所かあります。そんな状況で、これはこれで、条例は条例で、ごみを捨てないという法律、法律上というか、市の取り決めの中で、それに基づいて皆さん気をつけてくださいねということは、大事なことだと思うのですが、もっと大事なものは、それこそ市民一人一人に周知するという、意識してもらうというか、そのあたりをどのように高めていくかというのが一番問題だと思います。その辺り、いろいろ考えてみえることもあるでしょうし、また、今どうこう言うつもりもありませんが、そのあたりを非常に取り組んでいただきたいなと思明日。先ほだのごみ減量サポーターさんを、僕は何人か知っているのですが、十何人みえると思ったら、いやいや1桁だということで、少しショックだったのですが。そのことで要望方々お話をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

**朴会長：**ありがとうございました。

参考資料1と2は、皆さんに参考にしていただくというものでよろしいでしょうか。

**村田課長：**参考資料1はこの審議会の根拠法令で、参考資料2が傍聴規程になっています。

**朴会長**：わかりました。

ありがとうございました。それでは、その他になりますが、事務局の方から次回の開催など、アナウンスなどありましたら、よろしくをお願いします。

**村田課長**：長時間にわたり議論いただきましてありがとうございます。来年度は、ごみ処理施設の整備基本構想の最終案をお示しすることと、令和3年度から12年度の10年間の期間で計画されております第二次亀山市環境基本計画について、概ね5年ごとに見直すこととなっております。令和8年度に見直したいと考えておりますので、委員の皆様には活発なご審議を賜りたいと考えております。

環境基本計画には、生物多様性の関係、それと地球温暖化の関係、ごみ関係、生活排水の関係、気候変動の関係、5つの計画を内包した環境基本計画となっております。

いろんな方面の計画でございますので、案ができましたら、審議していただきたいと考えております。来年度は3回ほど審議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと考えておりますし、さら審議会の委員の任期が7月31日で任期満了となりますので、引き続きお願ひしたいと考えております。よろしくお願ひします。

**朴会長**：ありがとうございます。令和8年度が始まると、忙しくなると思います。委員の皆様の貴重なお時間をいただきますが、参加をいただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、長時間にわたり委員の皆さん本当にありがとうございました。これをもって、令和7年度第1回亀山市廃棄物減量と推進審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。